

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和8年4月15日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

リニア山梨県駅前エリア等におけるVRを活用したまちづくり支援業務

2 業務概要

本業務は、リニア中央新幹線山梨県駅（仮称）の駅前エリアのまちづくりにおいて、計画検討や関係者間協議、周辺住民及び一般市民への事業説明や景観形成等の計画マネジメントなど、一体的な都市空間の形成に向けた事業の具体化を効率的・継続的に行うことを目的に、3D都市モデルを活用して、リニア駅舎をはじめとした駅前エリア内の都市整備における将来イメージを可視化した汎用三次元デジタル空間を生成し、その空間を取り込んだ多機能バーチャルリアリティ（VR）アプリケーションを制作するものである。

複数事業者間における協議や、今後の民間事業者や地元住民を含む参加型のまちづくりにおいて、共通のVRツールで議論が可能となることにより、効率的かつ効果的な協議が行えることや、検討状況に合わせた可視化、及び職員や事業者、市民らの操作で、試行錯誤が可能となるような合意形成ツールを期待するものである。

なお、本ツールはリニア開業前後を見据えた中期スパンでの活用を想定し、かつ本ツールをベースに、今後様々なまちづくり検討での活用を目指している。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

4 参加資格要件

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
なお、設計共同体として参加する場合は、設計共同体の構成員すべてが次の
(1)～(10)、(14)(15)の要件を満たし、いずれかの構成員が、
(11)～(13)の要件を満たすこと。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 金融機関の取引停止処分がなされていないこと。
- (7) 解散又は廃業した法人でないこと。
- (8) 本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしていないこと。
- (10) 甲府市又は事業所の所在地の自治体が課する税について滞納をしていないこと。
- (11) 令和8年度の甲府市の入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。
- (12) 過去5年（令和3年4月1日以降）において建物、道路、公園等の公共空間を含んだ市街地再開発や整備検討推進を目的としたVRまたはARシステムを作成し、元請け（共同体の場合は代表者）として契約を締結し履行完了した実績を有すること。
- (13) 下記の技術者を適切に配置できること。

【管理技術者】

- ア 以下のいずれかの資格等を有する（登録してある）こと。

- ・一級建築士
- ・技術士「総合技術監理部門」（建設）
- ・技術士「建設部門」（都市及び地方計画）
- ・RCCM（都市及び地方計画）
- ・空間情報総括監理技術者

イ 公告日時点で連続して2ヶ月以上の雇用関係があること。

ウ 過去5年（令和3年4月1日以降）において建物、道路、公園等の公共空間を含んだ市街地再開発や整備検討推進を目的としたVRまたはARシステムを作成した業務を、管理技術者又は担当技術者として従事した実績を有すること。

【照査技術者】

ア 公告日時点で連続して2ヶ月以上の雇用関係があること。

(14) 設計共同体の場合、構成員は単独の事業者又は他のグループの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(15) 上述(1)～(14)のほか、次のいずれかに該当する場合は、参加資格を有しない。

ア 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しく

は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 手続き等

(1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等を、甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市企画部リニア交通室リニアプロジェクト推進課政策係

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5114

電子メール：rinia@city.kofu.lg.jp